

データヘルス計画 中間評価報告

わが国は世界トップレベルの長寿社会となり、令和元年度の水巻町の「平均寿命」は男性 80.8歳、女性 87.1歳となりました。しかし、一方で健康を維持し、自立した生活を送る期間「健康寿命」は男性 78.3歳、女性 81.1歳であり、平均寿命と健康寿命の差が男性で約3年、女性で約6年と長期間であることが課題になっています。

保健事業実施計画は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業の実施をはかるための計画です。健康寿命を延ばし、医療費の適正化を目的としています。第2期は平成30年度から令和5年度までの6年計画になっており、令和2年度に中間評価を行い、計画を見直しました。



中間評価・結果

改善した点

●**特定健診受診率・特定保健指導実施率の改善**
平成28年度の特定健診受診率は32.7%でしたが、令和元年度は41.1%と向上しました。特定保健指導実施率は、平成28年度の50.7%から67.5%に向上しています。

横ばい・悪化した点

●**高血糖・高血圧の割合の増加**
特定健診受診者のうち、糖尿病の診断項目の高血糖の人や高血圧の人が多い状況です。特定健診受診者における高血糖の人の割合は福岡県内で3位、高血圧は7位と県内でも上位を占めています。平成28年度と比較するとHbA1cが6.5%以上の人の割合が増加し、高血圧についても血圧160/100以上の人の割合は横ばいの状況でした。またそのうち治療につながっていない人も多く、高血圧は約7割が未治療のままとなっています。

●**医療費の増加**
町の医療費全体のうち脳血管疾患や虚血性心疾患、人工透析にか

かる医療費の割合が高い状況です。特に脳血管疾患は高額の状態が続いています。これらは高血圧や糖尿病などの生活習慣病が重症化していることが考えられます。

新たな課題

後期高齢者の約93%が医療機関を受診していますが、後期高齢者健康診査の受診率は令和元年度で7%と低い状況です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病の多くは、コントロール不良となり、重症化すると脳血管疾患や認知症といった要介護状態を引き起こす原因となります。現在治療中であっても、1年に1回定期的に健康診査を受けて、糖尿病や高血圧などの重症化を予防していくことが大切です。

今後の目標

●**特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上**
●**高血圧や高血糖、脂質異常症の予備群、該当者を減らし、未治療者を減らす**
●**虚血性心疾患や脳血管疾患、透析患者の新規患者の割合を減らす**
●**入院医療費・高額になる疾病の医療費の割合を減らす**

用語説明

HbA1c

(ヘモグロビンエーワンシー)

糖尿病の診断項目の1つで、過去2か月間の血糖値の平均を表したものです。

健康寿命を延ばすために定期的に健康診査を受診し、自分の体の状態を知ることが大切です。現在新型コロナウイルス感染症の影響による健康診査の受診控えで生活習慣病の重症化が懸念されています。健康診査は不要不急の外出には当たりませんが、早めに受診をしてください。

町のホームページに計画書と概要版を載せていますので確認してください。

生活情報

INFORMATION

- 水巻町役場 ☎ 201-4321
FAX 201-4423
- 中央公民館 ☎ 201-0401
FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472
FAX 202-2473
- 総合運動公園
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212
FAX 202-3621
- 子育て支援センター ☎ 203-5772
FAX 203-5806
- ほっとステーション ☎ 203-1555
(児童少年相談センター) FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000
FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
・お客様センター ☎ 582-3031
・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 遠賀中間休日急病センター
★休日救急医療★ ☎ 282-9919
- 水巻町新型コロナ相談窓口
平日午前9時～午後5時 ☎ 202-3212

マイナンバーカード 受け取り専用窓口

完成したカードが休日にも受け取れます。

- とき 1月22日(土)・23日(日) 午前9時～正午
- ところ 役場住民係
- 問い合わせ 役場住民係

お知らせ

●**コンビニ交付サービス**
メンテナンスのためコンビニでの戸籍附票の交付サービス申請受付を一時停止します。

●**停止日** 1月11日(火)

●**問い合わせ** 役場住民係

●**福祉のごと就職フェア**
WEB面談会

●**とき** 1月15日(土)・2月19日(土)・3月12日(土) 午後1時～4時

●**内容** ZOOMのブレイクアウトルームを利用したWEBフェアです。参加法人とオンライン上で直接やり取りができます。

●**対象** 社会福祉施設・事業所への就職希望者

●**参加方法** インターネット環境が整ったパソコンやスマートフォンからエントリーしてください。

●**お問い合わせ** 福岡県社会福祉協議会福祉人材センター ☎ (092) 584局3310番

●**とき** 2月1日(火)～15日(火) ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

●**対象** 福岡県下水道協会が行う責任技術者試験に合格した人(更新の場合は、更新講習を受講した人)

●**費用** 2,000円

●**申請時**に支払います。

●**持ってこるもの**
▽排水設備工事責任技術者登録申請書
▽更新の場合は継続登録申請書となります。

●**誓約書**
▽写真2枚(縦36mm×横24mm)
▽責任技術者試験合格証の写しまたは責任技術者更新講習修了証

●**住民票**
▽印鑑
※申請書などは、役場下水道課窓口や町ホームページで取得できます。

●**申し込み・問い合わせ** 役場下水道課

●**とき** 2月6日(日) 午後1時～5時

●**内容** オンラインライブ配信▽首長などによるパネルディスカッション「流域治水(防災・減災)、コロナ禍における河川空間の利活用」

●**遠賀川で活動する団体・子どもたちの活動発表など**

●**お問い合わせ** 遠賀川河川事務所 調査課 ☎ (0949) 22局1830番

募集

●**まだまだ働きたいシルバークラフ労働者登録説明会**
「退職したけどまだまだ働きたい」「生きがいのために誰かの役に立ちたい」と思っている皆さん。シルバークラフ能力活用事業で一緒に働きましょう。

●**とき** 1月15日(土)・22日(土) 午前10時～11時

●**ところ** サクラほーる

●**対象** おおむね60歳以上で、町内に住んでいる健康な人

●**内容** 募集する仕事内容や手続き方法の説明

●**申請書** シルバークラフ能力活用事業事務局または社会福祉協議会事務局で配付しています。

●**登録期間** 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※現在登録している人も更新の申請が必要です。

●**申し込み・問い合わせ** シルバークラフ能力活用事業事務局 ☎ 201局3350番

●**とき** 3月6日(日) 午前9時

●**ところ** 町民体育館

●**種目** 男子・女子ダブルス ※試合は実力別にクラス分けし、実施。マスタースクラスもあります。

●**費用** 1人1,000円

●**申込方法** メールに住所・氏名・年齢・連絡先を記入の上申し込んでください。大会要項などは町民体育館窓口で取得できます。

●**チーム**での申し込みが必要です。

●**メール**アドレス
kazu-0512@rc5.so-net.ne.jp

●**申込期限** 2月13日(日)

●**申し込み・問い合わせ** 水巻町バドミントン協会(本田) ☎ (090) 5287局9184番

相談

● 中間・遠賀地区
出張労働相談会の開催

解雇や賃金未払い、いじめ・パワハラなどの労働相談に福岡県北九州労働者支援事務所職員が相談に応じます。



- とき 1月21日(金)午後1時～5時
- ※事前に予約が必要です。1月18日(火)までに予約してください。
- ところ 中間市地域交流センター1(中間市垣生)

● 問い合わせ 福岡県北九州労働者支援事務所 ☎967局3945番

● 県下一斉
無料法律相談会



弁護士会の法律相談活動・市民サービスのPR活動として、県下18か所すべての法律相談センターにて無料相談を行います。電話申込制です。

- とき 2月1日(火)～14日(月) ※平日のみ午後1時30分～4時です。
- 相談場所 折尾法律相談センター1(八幡西区折尾)
- 相談時間 30分程度

● 申込開始日 1月24日(月) 午前9時(先着順)

● 費用 無料

● 申し込み・問い合わせ 折尾法律相談センター ☎691局2166番

● 社会福祉協議会の
相談事業

「介護支援専門員の介護相談」

介護で困っていることや悩んでいることがあれば、相談してください。

●とき 1月19日(水) 午後1時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。

「住民相談員の住民相談」

日常の悩みを一人で抱え込まず

に相談してください。相談は電話でもできます。

●とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。

「弁護士の無料法律相談」

●とき 2月7日(月)・25日(金) 午後1時～4時

●対象 町内に住んでいる人

●定員 各6人(先着順)

●申込開始日 1月31日(月) 午前8時30分

「行政相談委員の行政相談」

毎日の暮らしの中で、行政に対する意見や要望、苦情などはありませんか。総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が相談に応じています。

●とき 1月17日(月) 午後1時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。

「共通事項」

●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎202局3700番

● 愛のおくりもの
あがゆいれこま

11月11日～12月9日受付分
社会福祉協議会

「香典返し寄付」

吉田二 故・井上 順一郎様

新生街 故・柴田 幸恵様

柴田 徹哉様

全身のがんチェック
PETがん健診を受けてみませんか?

①がん早期発見
②一度にほぼ全身チェック
③苦痛なく短時間(3.5時間)

是非、このような方にご検討ください
・健康状態に不安のある方
・がん家系の方
・安心したい方
・人間ドックやがん検診を受けていない方
・がん経験者(現在症状はないが再発・転移を確認したい)

資料請求 お問い合わせ ☎0120-66-2503 北九州PET 検索

一般財団法人 西日本産業衛生会 北九州PET健診センター
〒803-0812 北九州市小倉北区室町3-1-2

診断書を役場高齢者支援係に提出し手続きすると、障害者手帳を持っていない場合も、障害者控除の対象となることがあります。診断書の用紙は役場高齢者支援係で配布しています。

●対象
▷65歳以上で、知的障がい者(軽度～重度)に準ずる人または身体障がい者(1級～6級)に準ずる人
▷65歳以上の寝たきり高齢者
※役場高齢者支援係が発行する認定書を申告時、提出してください。

●問い合わせ 役場高齢者支援係

手帳を持っていない人の障害者控除

高齢者のおむつ代医療費控除

高齢者のおむつ代が医療費控除の対象となることがあります。

●対象
寝たきりなどで治療上おむつが必要な高齢者
※申告時、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。用紙は役場住民税係で配布しています。

※前年の申告でおむつ代医療費控除を受け、現在要介護認定を持っている人で要件を満たせば、役場高齢者支援係が発行する証明書を代用することができます。申告時、提出してください。

確定申告の知恵袋 おむつ代医療費控除・障害者控除

町民税・国民健康保険税の申告

場所 中央公民館大ホール

● 問い合わせ 役場住民税係 ☎201局4321番

左記の日程で申告相談を受け付けます。申告相談を行う人は、申告会場(中央公民館大ホール)入口の番号札を取って、場内で待機してください。

- ※会場入口で検温を行い、37.5度以上ある場合、入場できません。また、マスクを着用していません。また、マスクを着用していません。
- ※駐車場は限りがありますので、ゆめあいバスなど公共交通機関を利用してください。
- ※事前に申告書が必要な人は、問い合わせてください。

申告に必要な書類

申告内容で必要書類が異なります。主な必要書類は次のとおりです。

- ① 令和3年中の収入が分かる書類
 - ▽給与所得の源泉徴収票
 - ▽公的年金などの源泉徴収票
 - ▽報酬、謝礼などの支払調書
 - ▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
 - ▽保険の満期など一時所得の支払明細
- ② 個人年金の支払明細
- ③ 所得控除額の分かる書類
 - ▽国民年金保険料控除証明書
 - ▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書
 - ▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
 - ▽障害者手帳、療育手帳(本人・扶養親族)
 - ▽寄付金控除用領収証

申告できる場所は 役場だけじゃない!

● 問い合わせ 若松税務署 ☎761-2536

令和3年度以降「遠賀コミュニティセンター会場」は開設しません。

① 若松税務署

●とき 2月1日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後4時
※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付しますが、LINEアプリでも来場希望日の10日前から事前発行をしています。



② AIMビル(JR小倉駅前)

●とき 2月20日(日)、27日(日) 午前9時～午後4時

③ インターネット

パソコンやスマートフォンから国税庁HPで申告することもできます。24時間申告ができるため、忙しい人はぜひ利用してください。

●とき 3月15日(火)まで

▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
※医療保険者などが発行する医療費通知を添付することで明細書の記入を省略できます。
ただし、12月までに届いた国民健康保険の医療費通知は10月診療分までの内容となるため、11月・12月支払の医療費などについては、領収書から明細書を作成してください。

③ その他

▽マイナンバーカード・通知カード
※通知カードの場合は免許証や保険証などの本人確認書類も必要です。

● 簡易申告の対象者の例

- ▽無収入の人
- ▽給与収入96万5000円以下の人
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人

無収入などの簡易申告

簡易申告は、収入や扶養親族など

時間

午前9時～午後4時

※午前8時30分から中央公民館大ホール前で番号札を配布します。

地区割

混雑を避けるために、申告期間を長めに設定し、地区割を細かくしています。できるだけ各地区指定日での申告に協力をお願いします。

※都合がつかず、指定日以外の日に来るときに連絡の必要はありません。

▷ 公的年金のみの申告

8日(火)	猪熊一丁目～六丁目
9日(水)	猪熊七丁目～九丁目
10日(木)	鯉口 伊左座
14日(月)	吉田東 吉田西
15日(火)	下二東 下二西
16日(水)	美吉野 吉田南 吉田団地
17日(木)	高松 緑ヶ丘 おかの台
18日(金)	中央 高尾 立屋敷 宮尾台
21日(月)	二東 二西
22日(火)	梅ノ木団地
24日(木)	杣 古賀 樋口 樋口東
25日(金)	頃末北 頃末南

▷ 公的年金以外の申告

2月	28日(月)	杣 中央 鯉口 頃末南 吉田団地
	1日(火)	高松 伊左座
	2日(水)	下二東 下二西
	3日(木)	古賀 頃末北
	4日(金)	吉田西 吉田南
	7日(月)	二東 二西
	8日(火)	高尾 美吉野
	9日(水)	宮尾台 緑ヶ丘
	10日(木)	おかの台 梅ノ木団地
	11日(金)	猪熊 樋口 樋口東
	14日(月)	立屋敷 吉田東
	15日(火)	
3月		

「みずまろと災害に備えよう!」こたえあわせ

たくさんの応募ありがとうございました。厳選な抽選のうえ、当選者にはメールにて通知しています。



答えはわかったっちゃう?
解答をのせるから
答え合わせしてみるっちゃう!

Q1 ひが い ぜ ろ Q2 く す り Q3 え い よ う
Q4 あ ん し ん Q5 と り く み
Q6 ひ な ん Q7 は ざ ー ど Q8 け い か く
Q9 か い も の Q10 ち い き
最後の謎 き ず な は あ か と き い ろ の は ー と
最後の答え たい せ つ な い の ち

★最後の答えの見つけ方



最後の謎を解き
ハートのカタチに折ると
さいごの答えがでるよ!



毎年の申請が必要です

就学援助の申請



公立の小・中学校に在学・入学する子どもが、経済的な理由で学校に行けない場合、教育費の援助を受けられます。

●対象

▷生活保護法に定められた「要保護者」と同程度に困窮している人
▷特に補助の必要があると認められる人

※生活保護法の教育扶助を受けている人は除きます。

●補助内容 学校給食費、学用品費、新入学生用品費、修学旅行費、校外活動費

※正式な認定を受けるまでは、上記費用の支払いが必要です。

※新入学生用品費のみ、前倒しで支給しています。ただし、受領後に援助対象外の学校へ入学した場合は返還していただきます。

▷2月に申請(3月支給)

▷3月～4月末に申請(4月以降支給)

●申込期間

▷在校生 1月14日(金)～3月31日(木)

▷新1年生 1月14日(金)～4月28日(木)

●注意点

▷申込期間後の申請は、翌月分からの支給となります。必ず期間内に手続きをしてください。

▷就学援助の認定は、前年の所得などで判断します。現在認定を受けていても、毎年申請が必要です。

▷国立・県立の学校では、援助内容が一部異なる場合があります。

▷特別支援学級の子どもや、法律に規定された障がいのある子どもは、その他の補助制度に該当することがあります。詳しくは問い合わせてください。

●持ってくるもの

▷世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード

※マイナンバーカードや通知カードの提示に同意しない人は、生計を同一にする人の令和3年中の所得を確認できる書類(確定申告書や源泉徴収票など)が必要です。

▷借家の人のみ、月額家賃が分かるもの(契約書や口座引き落とし額が分かる通帳)

▷印鑑

▷通帳

●申し込み・問い合わせ 役場学校教育係 ☎ 201-4321

新 大人の皆さん 国民年金

国民年金の役割は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、人生の「万が一」もサポートします。

●加入のお知らせの送付

日本国内に居住している20歳～59歳の人は、国民年金の加入者となります。20歳になった人には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。ただし厚生年金保険に加入している人を除きます。

●保険料 月額1万6,610円(令和3年度)

保険料の納付が困難な人には「学生納付特例」や「免除・納付猶予」などの制度があります。この手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れなくなる場合があります。納付が困難なときはすぐに相談してください。

●問い合わせ

▷役場保険年金係 ☎ 201-4321

▷八幡年金事務所 ☎ 631-7962

▷日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



飼い主のいない猫への餌やり

町の環境情報を発信
環境 station



飼い主のいない猫に餌を与えていると、餌を求めて猫が集まり、糞や尿、鳴き声などさまざまな迷惑を周囲に及ぼすことがあります。また新たに子猫が生まれ、結果的に不幸な猫を増やしてしまうことにもつながります。その行為によって起こる影響を認識し、地域住民への配慮を忘れないようにお願いします。

●不妊去勢手術

猫は年2～4回出産し、すぐに増えてしまいます。餌を与えるだけで飼わないのであれば、不妊去勢手術をして繁殖をふせぎましょう。手続きは動物病院に問い合わせてください。

●野良猫の侵入を防ぐには

▷猫が入り込む隙間を埋める

金網や柵、においやとげのある植物も効果的です。

▷猫が嫌う臭いのあるものを散布、設置する

タバコ・唐辛子・酢・コーヒー豆のカスなど

▷超音波猫避け器を置く

役場環境係で15日間の無料貸し出しを行っています。詳しくは問い合わせてください。

●問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

1 か月の病院代 が高くなったときは



国民健康保険加入者は、1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。申請には保険証、領収書、世帯主の通帳、印鑑が必要です。

70歳未満の人、70歳以上で現役並み所得者や下表の低所得I・IIに該当する人は、事前に減額認定証・限度額適用認定証の交付を役場保険年金係で申請してください。

●自己負担限度額の計算のポイント

▷月ごと(受診日が1日から末日)の自己負担額を計算します。

▷70歳未満の人は、医療機関ごとの入院と外来に区分して計算します。同じ医療機関でも歯科は別区分です。ただし、21,000円を超える区分が複数あるときは、それらを合算できます。

▷過去12か月間に4回以上、同一世帯で高額療養費の支給があった場合は、4回目から限度額が下がります。

▷入院時の食事代や、保険の利かない差額ベッド代などは対象外です。

●自己負担限度額(70歳未満)

所得要件 【総所得金額等－基礎控除(33万円)】	自己負担限度額
901万円超	25万2,600円＋ (総医療費－84万2,000円)×1%
600万円超～901万円	16万7,400円＋ (総医療費－55万8,000円)×1%
210万円超～600万円	8万100円＋ (総医療費－26万7,000円)×1%
210万円以下	5万7,600円
住民税非課税世帯	3万5,400円

●自己負担限度額(70歳以上の国保加入者)

所得要件	外来＋入院【世帯単位】	
	外来 【個人ごと】	
現役並み所得者 町民税課税標準額 690万円以上	25万2,600円＋ (総医療費－84万2,000円)×1%	
町民税課税標準額 380万円～690万円未満	16万7,400円＋ (総医療費－55万8,000円)×1%	
町民税課税標準額 145万円～380万円未満	8万100円＋ (総医療費－26万7,000円)×1%	
町民税課税標準額 145万円未満の課税世帯	1万8,000円 ※3	5万7,600円
低所得I※1	8,000円	2万4,600円
低所得II※2	8,000円	1万5,000円

※1 低所得Iを除く町民税非課税の世帯

※2 同一世帯の世帯主と70歳以上の国保加入者が、それぞれ年金収入80万円以下で、その他の所得がない町民税非課税の世帯

※3 年間の限度額は14万4,000円

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

令和4年春オープン 水巻天然温泉「いちょうの湯」 高齢者の入浴料助成サービスはじめます!

高齢者の健康増進・介護予防の推進をはかるため、町内に住んでいる65歳以上の高齢者を対象に、今春オープンする天然温泉「いちょうの湯」の入浴料助成を行います。

- 対象** 水巻町に住民票があり令和4年3月31日時点で65歳以上の人
※4月以降65歳になる人は、誕生月の初日からサービスが利用できます。
- 対象施設**
水巻天然温泉「いちょうの湯」(頃末南三丁目23番2号)
- 助成内容** 平日限定で、通常の入浴料880円が300円で入浴できます。
- 利用方法** 事前に登録した利用者カード(無料)が必要です。施設利用時に窓口で提示してください。
- カードの作成** 施設オープン前に事前手続きができます。日程など詳しくは折込チラシを確認してください。
- ※オープン後も施設窓口で随時手続きできます。
- 問い合わせ** 役場高齢者支援係 ☎ 201-4321



マリントラスあしや 入浴料助成サービス終了

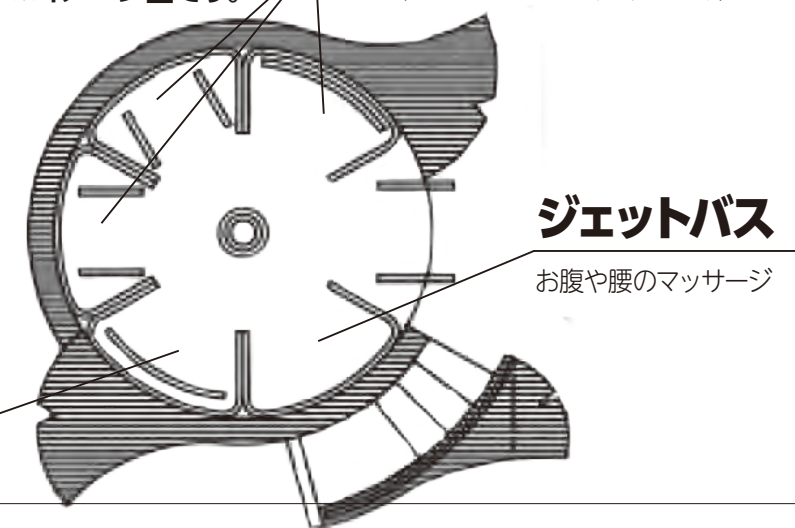
現在行っている「マリントラスあしや」の入浴料助成サービスは、令和4年3月31日をもって終了します。
※マリントラスあしやは設備工事のため、令和4年1月11日～2月28日まで入浴利用ができません。

健康促進風呂

通常の風呂に加えて、介護予防の機能を備えた「健康促進風呂」や「足つぼロード」が整備予定です。入浴の機会を通じて健康増進・介護予防をはかります。

さまざまな手すりの設置

※イメージ図です。筋トレ(腕立て・懸垂など簡単な運動)



ステップ

昇降運動

この広報紙は再生紙を使用しています。



編集後記

■あけましておめでとございます。今年も広報みずまきをよろしく願います。
今回の表紙は12月に行われた第二保育所の餅つき大会です。小さな体で、重い杵を持って一生懸命に餅をつく園児たちのかわいらしい姿に癒され、重い杵を軽々と持ち、軽快に餅をつく保育士さんたちのたくましい姿に感動すら覚えました。あまり余計なことを書くこと保育所に行けなくなるかな……。 (山本)
■明けておめでとございます。「分かりやすい広報紙を皆さまに届けられるよう」今年も精一杯頑張ります。どうぞよろしく願います。
前号の表紙で紹介した年賀状作り。紹介しきれませんでした。が、絵たよりの会では毎月2回、いろいろな題目で絵たより作りを行っているそう。筆絵以外にも版画にちぎり絵もあるそうなので興味のある方は社協に電話して、参加してください。(近藤)

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の子どもを養育する世帯に対し、臨時特別給付を行います。

対象児童1人あたり10万円給付

●問い合わせ 役場子育て支援係 ☎ 201-4321

対象	主たる生計維持者	申請	支給日
①令和3年9月分の児童手当支給対象児童 ②令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 ※11月末までの新生児については12月24日(金)に振り込み済みです。 ③①・②の高校生などの兄弟	公務員以外の人	申請は不要です	令和3年12月24日(金)に振り込み済みです ※12月以降に出生の児童分については随時支払います。
	公務員の人	申請が必要	1月13日(木)
④令和3年9月30日時点で児童手当を受給していない世帯が養育する高校生などの児童 ※平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ		申請が必要	申請受付後、随時支払います

申請方法

申請書を記入し、必要書類と一緒に役場子育て支援係窓口へ提出してください。

※児童を養育している人のうち所得の高い人が申請者となります。

必要書類

- 共通事項**
▷申請書 12月に郵送しています。また町ホームページからも取得できます。



※申請書が届いていないなど不明な点がありましたらお問い合わせください。

- 養育する児童と別居している人**
▷児童の世帯全員の住民票(省略がないもの)
- 公務員の人**
▷所属庁から児童手当を受給していることがわかる書類(支払通知書の写しなど)
- 提出期限** 2月28日(月)

国の所得制限について

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となりますが、町から同額の給付金を支給します。

●所得限度額表 (単位:万円)

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960

※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円(70歳以上の場合は44万円)加算になります。
※給与収入の目安の額です。